

新	旧	備考
<p data-bbox="271 164 786 196">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p data-bbox="495 240 981 300">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p data-bbox="667 308 981 336"><u>令和6年2月28日 一部改正</u></p> <p data-bbox="80 376 981 448">株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="80 488 286 517">I 用語の定義</p> <p data-bbox="107 528 981 635">この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p data-bbox="107 643 331 671">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="107 679 696 708">(3) 非常事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p data-bbox="136 716 331 745">①～⑤ (略)</p> <p data-bbox="136 753 981 861">⑥ 前払<u>購入</u>保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008） にあつては、同約款第3条第1号から第8号までに掲げるてん補事由</p> <p data-bbox="136 869 331 898">⑦～⑩ (略)</p> <p data-bbox="136 906 981 1015"><u>⑪ スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）にあつては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</u></p> <p data-bbox="136 1023 981 1131"><u>⑫ 信用状確認保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00019）にあつては、同約款第3条第1号から第4号までに掲げるてん補事由</u></p> <p data-bbox="107 1139 696 1168">(4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p data-bbox="136 1176 331 1204">①～⑤ (略)</p> <p data-bbox="136 1212 981 1321">⑥ 前払<u>購入</u>保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008） にあつては、同約款第3条第9号から第11号までに掲げるてん補事由</p> <p data-bbox="136 1329 331 1358">⑦～⑨ (略)</p> <p data-bbox="136 1366 981 1474"><u>⑩ スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）にあつては、同約款第3条第10号から第12号までに掲げるてん補事由</u></p>	<p data-bbox="1173 164 1688 196">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p data-bbox="1397 240 1883 300">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p data-bbox="981 376 1883 448">株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="981 488 1187 517">I 用語の定義</p> <p data-bbox="1008 528 1883 635">この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p data-bbox="1008 643 1232 671">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1008 679 1597 708">(3) 非常事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p data-bbox="1037 716 1232 745">①～⑤ (略)</p> <p data-bbox="1037 753 1883 861">⑥ 前払<u>輸入</u>保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008） にあつては、同約款第3条第1号から第8号までに掲げるてん補事由</p> <p data-bbox="1037 869 1232 898">⑦～⑩ (略)</p> <p data-bbox="1008 1139 1597 1168">(4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p data-bbox="1037 1176 1232 1204">①～⑤ (略)</p> <p data-bbox="1037 1212 1883 1321">⑥ 前払<u>輸入</u>保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008） にあつては、同約款第3条第9号から第11号までに掲げるてん補事由</p> <p data-bbox="1037 1329 1232 1358">⑦～⑨ (略)</p>	

<p><u>⑪ 信用状確認保険約款（令和6年2月28日 24-制度-00019）</u>にあつては、<u>同約款第3条第5号に掲げるてん補事由</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p>	<p>(5)～(19) (略)</p>									
<p>II 保険料率 [1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p>	<p>II 保険料率 [1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p>									
<p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = { (aX + b) × (非常付保率 ÷ 0.95) + (cX × 信用付保率 ÷ 0.95) × (1 - 信用割引係数の総和) } × { (非常付保率 - 0.95) ÷ 0.05 × d + 1 } × e × (ベター・ザン・ソブリン係数) × (1 - 期間係数) × (商品係数)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。 基本保険料率適用期間年数 = 期間MS日から起算点までの期間 + 延払期間 延払期間は、次の式により算出する。 延払期間 = (WAL - 0.25) ÷ 0.5 WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。</p> $WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T d n} \times T y n$ <table border="1" data-bbox="219 1294 972 1452"> <tr> <td>n</td> <td>決済の回数</td> </tr> <tr> <td>R_i</td> <td>第i回目の決済（第i回目の決済に係る延払元本の保険価額 × T d i ÷ 延払元本の保険価額の総額）</td> </tr> </table>	n	決済の回数	R _i	第i回目の決済（第i回目の決済に係る延払元本の保険価額 × T d i ÷ 延払元本の保険価額の総額）	<p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = { (aX + b) × (非常付保率 ÷ 0.95) + (cX × 信用付保率 ÷ 0.95) × (1 - 信用割引係数の総和) } × { (非常付保率 - 0.95) ÷ 0.05 × d + 1 } × e × (ベター・ザン・ソブリン係数) × (1 - 期間係数) × (商品係数)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。 基本保険料率適用期間年数 = 期間MS日から起算点までの期間 + 延払期間 延払期間は、次の式により算出する。 延払期間 = (WAL - 0.25) ÷ 0.5 WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。</p> $WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T d n} \times T y n$ <table border="1" data-bbox="1122 1294 1874 1452"> <tr> <td>n</td> <td>決済の回数</td> </tr> <tr> <td>R_i</td> <td>第i回目の決済（第i回目の決済に係る延払元本の保険価額 × T d i ÷ 延払元本の保険価額の総額）</td> </tr> </table>	n	決済の回数	R _i	第i回目の決済（第i回目の決済に係る延払元本の保険価額 × T d i ÷ 延払元本の保険価額の総額）	
n	決済の回数									
R _i	第i回目の決済（第i回目の決済に係る延払元本の保険価額 × T d i ÷ 延払元本の保険価額の総額）									
n	決済の回数									
R _i	第i回目の決済（第i回目の決済に係る延払元本の保険価額 × T d i ÷ 延払元本の保険価額の総額）									

T d i	起算点から第 i 回目の決済の期限までの日数
T d n	起算点から最終の決済の期限までの日数
T y n	起算点から最終の決済の期限までの年数

注1～注4 (略)

注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応^当日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応^当日までの日数で年換算した数値とする。T y nについても同様とする。

注6 (略)

- ④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35^{以下}とする。

オフテイク契約担保 (法的強制力を伴い貸出人に対して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使できるもの。)	0.1 (オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。)
オンショア動産担保 (機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。)	0.25 (オンショア不動産担保がある場合を除く。)
オンショアエスクロウ口座 (貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。)	次の式により算出される相当の比率であって、0.1までの係数で日本貿易保険が認めたもの 当該口座留保金額／貸出額
オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ライン	0.15 (オンショア動産担保があ

T d i	起算点から第 i 回目の決済の期限までの日数
T d n	起算点から最終の決済の期限までの日数
T y n	起算点から最終の決済の期限までの年数

注1～注4 (略)

注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応^答日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応^答日までの日数で年換算した数値とする。T y nについても同様とする。

注6 (略)

- ④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35^{未滿}とする。

オフテイク契約担保 (法的強制力を伴い貸出人に対して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使できるもの。)	0.1 (オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。)
オンショア動産担保 (機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。)	0.25 (オンショア不動産担保がある場合を除く。)
オンショアエスクロウ口座 (貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。)	次の式により算出される相当の比率であって、0.1までの係数で日本貿易保険が認めたもの 当該口座留保金額／貸出額
オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ライン	0.15 (オンショア動産担保があ

<p>に埋め込まれたタービンや製造機械など、取外しが大 きな損失となるためにより 大きな影響力を行使できる もの等。)</p> <p>る場合を除く。)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>	<p>に埋め込まれたタービンや製造機械など、取外しが大 きな損失となるためにより 大きな影響力を行使できる もの等。)</p> <p>る場合を除く。)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>	
<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p>	<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p>	
<p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (1)において同じ。））当たりの保険料率（OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解（以下4及び5において「ASU」という。）の対象となる保険契約を除く。）</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(a X + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (c X \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (1 - \text{期間係数}) \times (\text{商品係数})$ <p>①～② (略)</p> <p>③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率適用期間年数} = \text{期間MS日から起算点までの期間} + \text{償還期間}$ <p>償還期間は、次の式により算出する。ただし、WALが0.5未満となる場合はWALを償還期間とする。</p> $\text{償還期間} = (\text{WAL} - 0.25) \div 0.5$ <p>WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。</p>	<p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (1)において同じ。））当たりの保険料率（OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解（以下4及び5において「ASU」という。）の対象となる保険契約を除く。）</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(a X + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (c X \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (1 - \text{期間係数}) \times (\text{商品係数})$ <p>①～② (略)</p> <p>③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率適用期間年数} = \text{期間MS日から起算点までの期間} + \text{償還期間}$ <p>償還期間は、次の式により算出する。ただし、WALが0.5未満となる場合はWALを償還期間とする。</p> $\text{償還期間} = (\text{WAL} - 0.25) \div 0.5$ <p>WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。</p>	

$$WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$$

n	償還の回数
R _i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷償還元本の保険価額の総額）
T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数
T _{dn}	起算点から最終の償還の期限までの日数
T _{yn}	起算点から最終の償還の期限までの年数

注1～注4 （略）

注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応^当日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応^当日までの日数で年換算した数値とする。T_{yn}についても同様とする。

注6～注7 （略）

- ④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35^{以下}とする。

オフテイク契約担保 （法的強制力を伴い貸出人に対して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使できるもの。）	0.1 （オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。）
オンショア動産担保 （機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。）	0.25 （オンショア不動産担保がある場合を除く。）
オンショアエスクロウ口座 （貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な	次の式により算出される相当の比率であって、0.1までの係数で日本貿易保険が認

$$WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$$

n	償還の回数
R _i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷償還元本の保険価額の総額）
T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数
T _{dn}	起算点から最終の償還の期限までの日数
T _{yn}	起算点から最終の償還の期限までの年数

注1～注4 （略）

注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応^答日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応^答日までの日数で年換算した数値とする。T_{yn}についても同様とする。

注6～注7 （略）

- ④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35^{未満}とする。

オフテイク契約担保 （法的強制力を伴い貸出人に対して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使できるもの。）	0.1 （オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。）
オンショア動産担保 （機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。）	0.25 （オンショア不動産担保がある場合を除く。）
オンショアエスクロウ口座 （貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な	次の式により算出される相当の比率であって、0.1までの係数で日本貿易保険が認

<p>使用を制限した上で債務者 所在国内に設定した販売代 金等を留保するための銀行 口座。)</p>	<p>めたもの 当該口座留保金額／貸出額 相当</p>	<p>使用を制限した上で債務者 所在国内に設定した販売代 金等を留保するための銀行 口座。)</p>	<p>めたもの 当該口座留保金額／貸出額 相当</p>	
<p>オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ライン に埋め込まれたタービンや 製造機械など、取外しが大 きな損失となるためにより 大きな影響力を行使できる もの等。)</p>	<p>0.15 (オンショア動産担保があ る場合を除く。)</p>	<p>オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ライン に埋め込まれたタービンや 製造機械など、取外しが大 きな損失となるためにより 大きな影響力を行使できる もの等。)</p>	<p>0.15 (オンショア動産担保があ る場合を除く。)</p>	
<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>		<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>		
<p>[8] 前払購入保険約款に係る保険料率</p>	<p>[8] 前払輸入保険約款に係る保険料率</p>			
<p>1 GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、 EC格又はP格の者を前払購入契約の相手方(前払金を支払う相 手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、 前払金の返還義務を負う者とする。以下[8]において同じ。) とする場合の保険金額当たりの保険料率は以下のとおりとする。 非常事由に係る場合の保険料率(%) = (0.042 + 0.034 × X) × 国別倍率 信用事由に係る場合の保険料率(%) = 0.180 + 0.148 × X</p>	<p>1 GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、 EC格又はP格の者を前払輸入契約の相手方(前払金を支払う相 手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、 前払金の返還義務を負う者とする。以下[8]において同じ。) とする場合の保険金額当たりの保険料率は以下のとおりとする。 非常事由に係る場合の保険料率(%) = (0.042 + 0.034 × X) × 国別倍率 信用事由に係る場合の保険料率(%) = 0.180 + 0.148 × X</p>			
<p>2 上記1の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払購入契約で あって、EM格又はEF格の者を前払購入契約の相手方とする場 合の信用事由に係る保険金額当たりの保険料率は、以下のとおり とする。 信用事由に係る場合の保険料率(%) = 0.180 + 0.570 × X</p>	<p>2 上記1の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払輸入契約で あって、EM格又はEF格の者を前払輸入契約の相手方とする場 合の信用事由に係る保険金額当たりの保険料率は、以下のとおり とする。 信用事由に係る場合の保険料率(%) = 0.180 + 0.570 × X</p>			
<p>3 上記1及び2に規定するX及び国別倍率 (1)～(2) (略) (3) 上記(2)に規定する係数表における国カテゴリーは、前払購</p>	<p>3 上記1及び2に規定するX及び国別倍率 (1)～(2) (略) (3) 上記(2)に規定する係数表における国カテゴリーは、前払輸</p>			

<p><u>入</u>契約における前払金の返還国の国カテゴリーとし、当該返還国と船積国が異なるときは、同表に掲げる国別倍率のいずれか高い国の国カテゴリーとする。</p>	<p><u>入</u>契約における前払金の返還国の国カテゴリーとし、当該返還国と船積国が異なるときは、同表に掲げる国別倍率のいずれか高い国の国カテゴリーとする。</p>	
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p>	
<p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいい、海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054。以下 [10] において「運用規程」という。）に定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付して保険契約を締結する場合にあつては平均RCF残高（運用規程に定めるものをいう。）に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2) 及び [4] において同じ。））当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014）（以下(2)において「取扱規程」という。）に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とする。ただし、取扱規程に規定するエスクロウ口座を不要とする場合にあつては上記(1)の係数とする。また、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。</p>	<p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいい、海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054。以下 [10] において「運用規程」という。）に定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付して保険契約を締結する場合にあつては平均RCF残高（運用規程に定めるものをいう。）に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2) 及び [4] において同じ。））当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014）（以下(2)において「取扱規程」という。）に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とする。ただし、取扱規程に規定するエスクロウ口座を不要とする場合にあつては上記(1)の係数とする。また、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。</p>	

(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

基本保険料率適用期間年数＝貸出の期間＋償還の期間

注1～注2 (略)

① 貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、WADが0.5未満となる場合はWADを貸出の期間とし、貸出の回数が1の場合は貸出の期間を0とする。

$$\text{貸出の期間} = (\text{WAD} - 0.25) \div 0.5$$

WADとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAD} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{Ri})}{\text{T d n}} \times \text{T y n}$$

n	貸出の回数
R i	第 i 回目の貸出 (第 i 回目の貸出の元本×T d i ÷ 貸出の元本の総額)
T d i	第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数
T d n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数
T y n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数

注1～注3 (略)

注4：T y nは、翌年の第1回の貸出の日の応^当日の前日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第1回の貸出の日の応^当日の前日までの日数で年換算した数値とする。

注5 (略)

② 償還の期間は、次の式により算出する。ただし、WARが0.5未満となる場合はWARを償還の期間とする。

$$\text{償還の期間} = (\text{WAR} - 0.25) \div 0.5$$

WARとは、Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAR} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{Ri})}{\text{T d n}} \times \text{T y n}$$

(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

基本保険料率適用期間年数＝貸出の期間＋償還の期間

注1～注2 (略)

① 貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、WADが0.5未満となる場合はWADを貸出の期間とし、貸出の回数が1の場合は貸出の期間を0とする。

$$\text{貸出の期間} = (\text{WAD} - 0.25) \div 0.5$$

WADとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAD} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{Ri})}{\text{T d n}} \times \text{T y n}$$

n	貸出の回数
R i	第 i 回目の貸出 (第 i 回目の貸出の元本×T d i ÷ 貸出の元本の総額)
T d i	第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数
T d n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数
T y n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数

注1～注3 (略)

注4：T y nは、翌年の第1回の貸出の日の応^答日の前日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第1回の貸出の日の応^答日の前日までの日数で年換算した数値とする。

注5 (略)

② 償還の期間は、次の式により算出する。ただし、WARが0.5未満となる場合はWARを償還の期間とする。

$$\text{償還の期間} = (\text{WAR} - 0.25) \div 0.5$$

WARとは、Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAR} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{Ri})}{\text{T d n}} \times \text{T y n}$$

<table border="1"> <tr> <td>n</td> <td>償還の回数</td> </tr> <tr> <td>R_i</td> <td>第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還の元本 × T d i ÷ 償還の元本の総額)</td> </tr> <tr> <td>T d i</td> <td>起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数</td> </tr> <tr> <td>T d n</td> <td>起算点から最終の償還の期限までの日数</td> </tr> <tr> <td>T y n</td> <td>起算点から最終の償還の期限までの年数</td> </tr> </table> <p>注 1～注 2 (略)</p> <p>注 3 : T y n は、翌年の起算点の応^当日までを 1 年として年換算し、端数の日数については、最終の償還の期限の後の最初の起算点の応^当日までの日数で年換算した数値とする。</p> <p>注 4 (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	n	償還の回数	R _i	第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還の元本 × T d i ÷ 償還の元本の総額)	T d i	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数	T d n	起算点から最終の償還の期限までの日数	T y n	起算点から最終の償還の期限までの年数	<table border="1"> <tr> <td>n</td> <td>償還の回数</td> </tr> <tr> <td>R_i</td> <td>第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還の元本 × T d i ÷ 償還の元本の総額)</td> </tr> <tr> <td>T d i</td> <td>起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数</td> </tr> <tr> <td>T d n</td> <td>起算点から最終の償還の期限までの日数</td> </tr> <tr> <td>T y n</td> <td>起算点から最終の償還の期限までの年数</td> </tr> </table> <p>注 1～注 2 (略)</p> <p>注 3 : T y n は、翌年の起算点の応^答日までを 1 年として年換算し、端数の日数については、最終の償還の期限の後の最初の起算点の応^答日までの日数で年換算した数値とする。</p> <p>注 4 (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	n	償還の回数	R _i	第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還の元本 × T d i ÷ 償還の元本の総額)	T d i	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数	T d n	起算点から最終の償還の期限までの日数	T y n	起算点から最終の償還の期限までの年数	
n	償還の回数																					
R _i	第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還の元本 × T d i ÷ 償還の元本の総額)																					
T d i	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数																					
T d n	起算点から最終の償還の期限までの日数																					
T y n	起算点から最終の償還の期限までの年数																					
n	償還の回数																					
R _i	第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還の元本 × T d i ÷ 償還の元本の総額)																					
T d i	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数																					
T d n	起算点から最終の償還の期限までの日数																					
T y n	起算点から最終の償還の期限までの年数																					
<p>[11] スワップ取引保険約款に係る保険料率</p>																						
<p>1 関連貸付保険契約が貿易代金貸付保険の 2 年以上案件 (O E C D 輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解の対象となる場合を除く。以下 1 において「貿易代金貸付保険」という。) の場合</p> <p>(1) 保険価額当たりの保険料率は [2] 4 (1) に定める式を準用して算出する。以下、1 において [2] に定める規定を準用する場合、同規定中「債務者」とあるのは「スワップ取引の相手方」をいうものとする。</p> <p>① 係数 a、b、d 及び e は、[2] 4 (1) ① を準用する。</p> <p>② 係数 c は、[2] 4 (1) ② を準用する。ただし、輸出信用供与額は関連融資契約に係るものとする。</p> <p>③ X は、[2] 4 (1) ③ を準用する。ただし、起算点はスワップ取引成立日、期間 M S 日から起算点までの期間は 0、償還の回数は 1、償還の期限は最終金利交換日として計算する。</p> <p>④ 関連融資契約において [2] 4 (1) ④ の表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は同表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は 0.35 以下と</p>																						

<p>する。</p> <p>⑤ ベター・ザン・ソブリン係数は、[2] 4 (1) ⑤を準用する。</p> <p>⑥ 期間係数は、[2] 4 (1) ⑥を準用する。</p> <p>⑦ 商品係数は、貿易代金貸付保険が個別保険の場合にあっては1.3、2年以上貸付特約書の場合にあっては1.0とする。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合、OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国に該当する場合、又はOECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions”をスワップ取引の相手方とする場合の保険価額当たりの基本保険料率は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づくものとする。</p> <p>(3) プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、スワップ取引の相手方が生み出す生産物を買取る者等（以下(3)において「オフテイカー等」という。）のスワップ取引の相手方に対する買取代金等の支払いについてオフテイカー等が所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、スワップ取引保険約款第3条第9号の事由としててん補する場合は、上記(1)及び(2)の基本保険料率算出式における信用付保率は0.95とする。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までの規定にかかわらず、貿易代金貸付保険について、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）における平成23年4月1日から平成23年8月31日までのII [2] 4の規定を適用する場合は、当該II [2] 4の規定を準用する。ただし、Xについては上記(1)③を、商品係数については上記(1)⑦を適用する。</p> <p>(5) 国カテゴリーは、[2] 6を準用する。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までの規定にかかわらず、貿易代金貸付保険がOECD輸出信用アレンジメントの適用を受けない財及びサービスの輸出に関連する場合は、2の規定を適用する。</p>		
<p>2 関連貸付保険契約が海外事業資金貸付保険（以下2において</p>		

<p><u>「海外事業資金貸付保険」という。）の場合</u></p> <p><u>(1) 保険金額当たりの基本保険料率は [10] 1 に定める式を準用して算出する。以下、2 において [10] に定める規定を準用する場合、同規定中「債務者」とあるのは「スワップ取引の相手方」をいうものとする。</u></p> <p><u>① 係数 a 及び b は、非常事由に係る場合は [10] 1 (1) ① で定める表のとおりとし、信用事由に係る場合は、スワップ取引を行った国の政府又は中央銀行（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証がないスワップ取引（政府等に対し直接スワップ取引を行う場合を除く。）に係るものときは、危険の程度に応じて [10] 1 (1) ② で定める表の案件格付 1 から案件格付 10 までの係数とし、その他のときは、案件格付 1 の係数とする。</u></p> <p><u>② ①にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014）（以下②において「取扱規程」という。）に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、 [10] 1 (2) で定める表のとおりとし、信用事由に係る場合にあっては危険の程度に応じて同表の案件格付 1 から案件格付 10 までの係数とする。ただし、取扱規程に規定するエスクロウ口座を不要とする場合にあっては上記①の係数とする。また、国カテゴリーが A の場合にあっては非常事由に係る場合の係数 a 及び b は上記①のとおりとする。</u></p> <p><u>③ X は、 [10] 1 (3) を準用する。ただし、貸出の期間は 0、起算点はスワップ取引成立日、償還の回数は 1、償還の期限は最終金利交換日として計算する。</u></p> <p><u>④ c は、 [10] 1 (4) を、「貸付金約款第 3 条第 9 号又は保証約款第 3 条第 1 号リ」を「スワップ取引保険約款第 3 条第 9 号」と読み替えて準用する。</u></p> <p><u>⑤ d は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(i) 本邦法人（被保険者となる場合を除く。）が、本邦外において事業を行う本邦法人の連結の範囲に含まれる子会社又はこれに準ずるとして日本貿易保険が認めた本邦法人の</u></p>		
--	--	--

<p><u>子会社のスワップ取引の支払いに対する保証を行う場合は0.25とする。</u></p> <p><u>(ii) 本邦法人又は本邦人が、スワップ取引の相手方（SPC等は除く。）となる場合であって、海外事業資金貸付保険に係る貸付金等が海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054。）第5条第9号ロに該当する事業に係るものであるときは、0.25とする。</u></p> <p><u>(iii) その他の場合は、1.0とする。</u></p> <p><u>(2) (1)にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions”をスワップ取引の相手方とする場合の保険金額当たりの基本保険料率は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づくものとする。</u></p> <p><u>(3) 国カテゴリーは、[10] 2 (1)及び(2)を準用する。</u></p> <p><u>(4) スワップ取引保険外貨建対応方式特約書（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00010）を付して保険契約を締結する場合（スワップ取引が別表第6 (2)に掲げる外貨（アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。）で行われる場合に限るものとし、上記(1)⑤において0.25が適用される場合は除く。）は、割増係数を1.10とし、上記(1)又は(2)で算出した基本保険料率に乗じて得た率を保険料率とする。</u></p> <p><u>(5) 上記の規定にかかわらず、海外事業資金貸付保険について[10] 4を適用する場合、保険料率は、1の規定を適用し、商品係数は1.0とする。</u></p>		
<p>[12] 信用状確認保険約款に係る保険料率</p> <p><u>信用状確認保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00019）に係る保険金額当たりの保険料率は、別表第5の2のとおりとする。</u></p>		
<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] 保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い</p> <p>保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険、<u>海外事業資金貸付保険及びス</u></p>	<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] 保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い</p> <p>保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険<u>及び海外事業資金貸付保険の取</u></p>	

<p><u>ワップ取引保険</u>の取扱について（平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184。以下「外貨建保険特約規程」という。）に規定する米ドル建保険特約（以下「米ドル建保険特約」という。）を付して保険契約を締結する場合又は保険契約について特約の締結がなされている場合にあつては、当該規程又は特約に定める算定方法による。</p>	<p>扱について（平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184。以下「外貨建保険特約規程」という。）に規定する米ドル建保険特約（以下「米ドル建保険特約」という。）を付して保険契約を締結する場合又は保険契約について特約の締結がなされている場合にあつては、当該規程又は特約に定める算定方法による。</p>	
<p>[2] 内容変更等に係る取扱い 内容変更等に係る通知時又は承認時に納付すべき保険料の額は、変更後の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額が当該変更前の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額（輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）に係る保険契約にあつては、当該変更前に納付されている保険料の額）を超えるときは、その差額とする。</p>	<p>[2] 内容変更等に係る取扱い 内容変更等通知時又は承認時に納付すべき保険料の額は、変更後の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額が当該変更前の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額（輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）に係る保険契約にあつては、当該変更前に納付されている保険料の額）を超えるときは、その差額とする。</p>	
<p>[3] 徴収保険料 上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。</p>	<p>[3] 徴収保険料 上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。</p>	
<p>1 米ドル建保険特約を付す保険契約 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）に係る保険契約にあつては、保険価額に上記Ⅱ [2] 4 <u>又は5</u> に規定する保険料率及び外貨建保険特約規程に定める換算率を乗じて得た額とする。<u>ただし、Ⅱ [2] 4 (5)に基づきⅡ [10] 1、2及び3の規定が適用される場合は、以下(2)に準じるものとする。</u> (2) (略) <u>(3) スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）に係る保険契約にあつては、次のとおりとする。</u> <u>① 関連貸付保険契約が貿易代金貸付保険である場合は、保険価額に上記Ⅱ [11] 1に規定する保険料率及び外貨建保険特約規程に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ [11] 1 (6)に基づきⅡ [11] 2の規定が適用される場合は、以下②に準じるものとする。</u></p>	<p>1 米ドル建保険特約を付す保険契約 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）に係る保険契約にあつては、保険価額に上記Ⅱ [2] 4に規定する保険料率及び外貨建保険特約規程に定める換算率を乗じて得た額とする。 (2) (略)</p>	

<p>② 関連貸付保険契約が海外事業資金貸付保険である場合は、<u>保険金額に上記Ⅱ [11] 2に規定する保険料率及び外貨建保険特約規程に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ [11] 2 (5)に基づきⅡ [11] 1の規定が適用される場合は、上記①に準じるものとする。</u></p>		
<p>[4] 返還保険料 保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合（日本貿易保険が認めた場合を除く。）又は3 <u>若しくは4</u>に規定する額は返還しない。</p>	<p>[4] 返還保険料 保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合（日本貿易保険が認めた場合を除く。）又は3に規定する額は返還しない。</p>	
<p>1 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険、<u>海外事業資金貸付保険、スワップ取引保険及び信用状確認保険</u>にあつては、返還すべき保険料の額が100,000円未満（米ドル建保険特約を付して締結した保険契約について米ドル建てで保険料を徴収した場合にあつては、外貨建保険特約規程に定める額未満）の場合</p>	<p>1 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険<u>及び</u>海外事業資金貸付保険にあつては、返還すべき保険料の額が100,000円未満（米ドル建保険特約を付して締結した保険契約について米ドル建てで保険料を徴収した場合にあつては、外貨建保険特約規程に定める額未満）の場合</p>	
<p>2 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約に限る。）、限度額設定型貿易保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払<u>購入</u>保険及び海外投資保険にあつては、返還すべき保険料の額が30,000円未満の場合</p>	<p>2 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約に限る。）、限度額設定型貿易保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払<u>輸入</u>保険及び海外投資保険にあつては、返還すべき保険料の額が30,000円未満の場合</p>	
<p>3 海外事業資金貸付保険（上記Ⅱ [10] 1に該当する保険契約（[10] 1 <u>(6)及び</u>(7)に該当するものを除く。）に限り、上記1に該当する場合を除く。）にあつては、次に掲げる額 (1) 既収保険料の額（当該返還すべき事由に係る日本貿易保険への通知の直前の保険契約において確定した保険料の額をいう。以下(2) <u>及び4</u>において同じ。）が次の式により算出した額（以下3において「算出額」という。）を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合（保険契約締結日における非常事由に係る保険金額×非常事由に係るb (%)） + （保険契約締結日における信用事由に係る保</p>	<p>3 海外事業資金貸付保険（上記Ⅱ [10] 1に該当する保険契約（[10] 1 (7)に該当するものを除く。）に限り、上記1に該当する場合を除く。）にあつては、次に掲げる額 (1) 既収保険料の額（当該返還すべき事由に係る日本貿易保険への通知の直前の保険契約において確定した保険料の額をいう。以下(2)において同じ。）が次の式により算出した額（以下3において「算出額」という。）を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合（保険契約締結日における非常事由に係る保険金額×非常事由に係るb (%)） + （保険契約締結日における信用事由に係る保</p>	

<p> 險金額×信用事由に係るb(%) (注) 上記算式中のbは上記Ⅱ [10] 1に規定するものをいう。 返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額 (2) (略) </p>	<p> 險金額×信用事由に係るb(%) (注) 上記算式中のbは上記Ⅱ [10] 1に規定するものをいう。 返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額 (2) (略) </p>	
<p> <u>4 スワップ取引保険(上記1に該当する場合を除く。)について、関連貸付保険契約が海外事業資金貸付保険(上記Ⅱ [10] 1に該当する保険契約([10] 1(6)及び(7)に該当するものを除く。)に限る。)である場合は、次に掲げる額</u> <u>(1) 既収保険料の額が次の式により算出した額(以下4において「算出額」という。)を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合</u> <u>(非常事由に係る保険金額×非常事由に係るb(%)) + (信用事由に係る保険金額×信用事由に係るb(%))</u> <u>(注1) 上記算式中の保険金額は保険契約における最大の保険金額とする。</u> <u>(注2) 上記算式中のbは上記Ⅱ [11] 2(1)①又は②に規定するものをいい、保険契約における最大のbとする。</u> <u>返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額</u> <u>(2) 既収保険料の額が算出額以下の場合</u> <u>返還すべき保険料の額</u> </p>		
<p> <u>附 則</u> <u>この改正は、令和6年3月15日から実施する。</u> </p>		
<p> <u>別表第5の2</u> <u>信用状確認保険</u> <u>(1) 非常事由に係る場合</u> </p>		

① 信用状確認保険（外貨建対応方式）特約書（令和6年2月28日
24 - 制度 - 00020。以下この表において「外貨建対応方式特約
書」という。）を付して保険契約を締結する場合
(保険金額当たりの保険料率)

国カテ ゴリー	保険料率適用期間月数							
	1月 以上 3月 以内	4月 以上 6月 以内	7月 以上 9月 以内	10月 以上 12月 以内	13月 以上 15月 以内	16月 以上 18月 以内	19月 以上 21月 以内	22月 以上 24月 以内
A	0.169%	0.193%	0.228%	0.273%	0.317%	0.365%	0.410%	0.456%
B	0.244%	0.278%	0.328%	0.394%	0.457%	0.526%	0.592%	0.658%
C	0.312%	0.355%	0.419%	0.504%	0.584%	0.672%	0.756%	0.840%
D	0.389%	0.444%	0.525%	0.630%	0.732%	0.841%	0.947%	1.053%
E	0.459%	0.523%	0.617%	0.741%	0.860%	0.988%	1.112%	1.236%
F	0.528%	0.602%	0.710%	0.853%	0.990%	1.138%	1.280%	1.423%
G	0.865%	0.986%	1.164%	1.398%	1.622%	1.865%	2.099%	2.333%
H	0.963%	1.099%	1.296%	1.556%	1.806%	2.077%	2.337%	2.597%

② ①以外の場合
(保険金額当たりの保険料率)

国カテ ゴリー	保険料率適用期間月数							
	1月 以上 3月 以内	4月 以上 6月 以内	7月 以上 9月 以内	10月 以上 12月 以内	13月 以上 15月 以内	16月 以上 18月 以内	19月 以上 21月 以内	22月 以上 24月 以内
A	0.154%	0.176%	0.207%	0.249%	0.288%	0.332%	0.373%	0.415%
B	0.221%	0.253%	0.298%	0.358%	0.416%	0.478%	0.538%	0.598%
C	0.283%	0.323%	0.381%	0.458%	0.531%	0.611%	0.687%	0.764%

<u>D</u>	<u>0.354%</u>	<u>0.404%</u>	<u>0.477%</u>	<u>0.573%</u>	<u>0.665%</u>	<u>0.765%</u>	<u>0.861%</u>	<u>0.957%</u>
<u>E</u>	<u>0.417%</u>	<u>0.476%</u>	<u>0.561%</u>	<u>0.674%</u>	<u>0.782%</u>	<u>0.899%</u>	<u>1.011%</u>	<u>1.124%</u>
<u>F</u>	<u>0.480%</u>	<u>0.547%</u>	<u>0.646%</u>	<u>0.775%</u>	<u>0.900%</u>	<u>1.034%</u>	<u>1.164%</u>	<u>1.293%</u>
<u>G</u>	<u>0.786%</u>	<u>0.897%</u>	<u>1.058%</u>	<u>1.271%</u>	<u>1.475%</u>	<u>1.696%</u>	<u>1.908%</u>	<u>2.121%</u>
<u>H</u>	<u>0.876%</u>	<u>0.999%</u>	<u>1.178%</u>	<u>1.415%</u>	<u>1.642%</u>	<u>1.888%</u>	<u>2.124%</u>	<u>2.361%</u>

(2) 信用事由に係る場合

① 外貨建対応方式特約書を付して保険契約を締結する場合

(保険金額当たりの保険料率)

保険契約締結日における信用状発行銀行の格付	保険料率適用期間月数								
	<u>1月</u>	<u>4月</u>	<u>7月</u>	<u>10月</u>	<u>13月</u>	<u>16月</u>	<u>19月</u>	<u>22月</u>	
	<u>以上</u> <u>3月</u> <u>以内</u>	<u>以上</u> <u>6月</u> <u>以内</u>	<u>以上</u> <u>9月</u> <u>以内</u>	<u>以上</u> <u>12月</u> <u>以内</u>	<u>以上</u> <u>15月</u> <u>以内</u>	<u>以上</u> <u>18月</u> <u>以内</u>	<u>以上</u> <u>21月</u> <u>以内</u>	<u>以上</u> <u>24月</u> <u>以内</u>	
<u>① GS格又はGA格</u> <u>②外部格付が「AA」又は「A」であるGE格又はSA格</u>	<u>0.040%</u>	<u>0.046%</u>	<u>0.054%</u>	<u>0.065%</u>	<u>0.076%</u>	<u>0.087%</u>	<u>0.098%</u>	<u>0.109%</u>	
<u>外部格付が「A+」又は「A」であるGE格又はSA格</u>	<u>0.240%</u>	<u>0.274%</u>	<u>0.324%</u>	<u>0.389%</u>	<u>0.452%</u>	<u>0.520%</u>	<u>0.586%</u>	<u>0.651%</u>	
<u>上記以外</u>	<u>0.320%</u>	<u>0.365%</u>	<u>0.431%</u>	<u>0.518%</u>	<u>0.602%</u>	<u>0.692%</u>	<u>0.779%</u>	<u>0.866%</u>	

② ①以外の場合

(保険金額当たりの保険料率)

保険契約締結日における信用状発行銀行の格付	保険料率適用期間月数							
	1月 以上 3月 以内	4月 以上 6月 以内	7月 以上 9月 以内	10月 以上 12月 以内	13月 以上 15月 以内	16月 以上 18月 以内	19月 以上 21月 以内	22月 以上 24月 以内
① GS格又はG A格 ②外部格付が「A A A」又は「A A」であるGE格又はSA格	0.036%	0.042%	0.049%	0.059%	0.069%	0.079%	0.089%	0.099%
外部格付が「A +」又は「A」であるGE格又はS A格	0.218%	0.249%	0.294%	0.354%	0.411%	0.473%	0.532%	0.592%
上記以外	0.291%	0.332%	0.392%	0.471%	0.547%	0.629%	0.708%	0.787%
<p>(注) 上記(1)及び(2)の表中の保険料率適用期間月数は、信用状確認を行った日(同日を含む。)から確認信用状の最終の支払期限として設定した日(同日を含む。)までの月数(ただし、1月に満たない期間は切り上げる。)とする。</p>								
別表第6	<p>次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。 (1) 対象となる特約書 ①～⑥ (略) ⑦ <u>スワップ取引保険外貨建対応方式特約書(令和6年2月28日 24-制度-00010)</u></p>							
別表第6	<p>次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。 (1) 対象となる特約書 ①～⑥ (略)</p>							

(2) (略)	(2) (略)	
---------	---------	--